

国際ハンセン病サミット——残された課題の解決に向けて——

バンコク（タイ）

2013年7月24日-26日

ハンセン病のない世界に向けてのバンコク宣言（仮訳）

我々、17カ国の蔓延国の保健大臣と、ハンセン病プログラムに関わる全てのステークホルダーおよび世界保健機関（WHO）は共に、

世界保健総会決議第44.9号（1991年）で定められた、登録患者数を人口1万人当たり1人未満に減らすという公衆衛生上の問題としてのハンセン病の世界制圧目標の達成を含む、過去25年以上にわたってハンセン病の問題を世界で軽減してきたその顕著な成果を評価し、

予防、病気の管理及び介護と同時に、多剤併用療法（MDT）の投与を広く普及させることにより患者数の減少に多大な貢献がなされたことを認識し、

ハンセン病に関わる全てのパートナーの貢献を認め、

ハンセン病の公衆衛生上の制圧目標を達成するにあたっての長年のプログラム実施経験が、顧みられない熱帯病（NTD）に対する医療介入の改善に貢献するであろうことを確信する。

しかし、ハンセン病の年間の新規患者数が多い多くの国で未だに発生し、高蔓延地域の存在が、近年のハンセン病の状況を停滞させていることを懸念し、

現状に甘んじる風潮の高まりゆえにハンセン病問題が相対的に小さな問題と見られていること、そしてそのような風潮が、政治的コミットメントおよび、優先順位の低下をもたらしたことで、そして残された問題に効果的に取り組むためのリソースが減少していることに懸念を表明し、

ハンセン病による問題をさらに減少させるための「強化された世界戦略（2011-2015）」を認識し、WHO 専門委員会第8回報告に示された目標に従い、ハンセン病を含む顧みられない熱帯病（NTD）について感染を防ぐための精力的な努力をWHO 加盟国に求める「WHO ロードマップにかかわる世界保健総会第66/20号文書（2013年）」を考慮する。

我々、17カ国の蔓延国の保健大臣と、ハンセン病プログラムに関わる全てのステークホルダーおよび世界保健機関（WHO）は共に、

1. 今こそ、ハンセン病蔓延国及び国内外のパートナーがそれぞれのコミットメントを再確認し、ハンセン病のない世界を実現するために出来るだけ早い時期にハンセン病対策への参加を強化することを宣言し、

2. 全ての関係者が持続的にハンセン病制圧の優先順位を高め、より多くのリソースを投入することを促し、

そのために、

- a) ハンセン病患者数を減らし、最終的にハンセン病のない世界を目指す。
- b) 各国内の高蔓延地域における対策を、早期発見・早期治療に精力的で革新的な方法で取り組むことにより、特に重点的に行う。
- c) 2020年までに全新規患者における可視障害（第2級障害）の割合を、人口100万人あたり1人未満までにする目標を達成することを目指す。
- d) 障害の発生を防ぎ、既に障害のある人々についてはその障害の進行を防ぐ。
- e) WHOの指針に基づき、ハンセン病患者・回復者を身体的、社会・経済的リハビリテーション及び社会統合を含むハンセン病対策の実施ならびに戦略策定の過程に参画させる。
- f) ハンセン病患者・回復者のエンパワメントを促進し、国連総会決議（国連文書A/RES/65/215）と、ハンセン病患者・回復者およびその家族の人権と尊厳に関する原則とガイドライン（国連文書A/HRC/15/30）の確実な実行を促進する。
- g) WHO および関係パートナーによる技術的な支援を用いて国家レベルでのメカニズムを通して目標達成に向けた進捗状況をモニタリングする。

3. ハンセン病のない世界に向けて、政治的なコミットメント及び指導力を再確認する。

バンコクにて

2013年7月24日